


提出 順番	No. 9	平成25年11月29日 午前・午後 時30分
----------	----------	-----------------------------

平成 25 年 11 月 29 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 野原恵子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>子ども・子育て支援 新制度の対応について</p>	<p>2015 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格的に実施されます。新制度では、保育所入所の申し込みの前に市町村による保育の必要性と必要量の認定を受けることとなります。現在保育所に入所していても、新制度になればすべての子どもが、介護保険と同じように認定を受けなければなりません。</p> <p>保育の認定や必要量（時間）の基準は、これから国が政省令で定めることになっていますが、保護者の就労が基本といわれており、子どもにとって必要な保育が受けられなくなる恐れがあります。子どもの生活・発達保障という視点を欠いた機械的な保育時間の設定は、子どもの権利を侵害するものです。</p> <p>障がいのある子どもへの対応や、農業や自営業者の保護者、求職中の保護者の認定をどうするのかも明らかにされていません。保護者の就労のみを認定の基本にするのではなく、子どもの権利保障、発達保障の立場から、子どもに必要な保育時間の検討が必要です。</p> <p>新制度では、安全性を第一に考えるのではなく保育所以外の施設、事業も公費支出の対象となり多様な基準のもとで運営され、子どもの保育に格差が持ち込まれることとなります。</p> <p>子ども本位の保育・子育て支援をしていくために、市町村の保育実施義務を堅持していかなければなりません。</p>

以下 次の点について伺います。

- ① 保育を必要とするすべての子どもに責任を負うため、町の保育実施義務を後退させないこと
- ② 保育必要量の認定について
 - ・ 保育時間は、すべての保育を必要とする子どもに共通の保育時間を保障するため、原則 8 時間とすること
 - ・ 障がい児の保育所と通園施設の併用も可能となるように基準を定めること
 - ・ 認定を受けても保育所を利用できないということのないように、認定を受けたすべての子どもに保育の保障を
- ③ 町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定について
 - ・ 適切な待機児の解消、保育環境の向上、保護者が参画できる保障など、幼稚園・保育所・小学校の連携などを柱にした事業計画に
 - ・ 策定の会議はすべて公開とし、公聴会の開催やパブリックコメント、各種関係団体との懇談など行い、重要な案件については、行政の責任で説明会を行うこと

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。